

提出用

102

平成 年分地価税の申告書

*整理番号	: : : : : : :					
業種番号	: : : : :					
納税者区分	: :	年 分				
所管区分	: :	申告区分	: : :			
申告年月日	年 月 日 : : : : : : :					
特例による申告期限	年 月 日 : : : : : : :		該当条項			
郵便官署消印			確認印			
平成 年 月 日						
検 算	入 力	管理部門				

第1表 (平成 年分)

平成 年 月 日	税務署長殿
納 税 地	(〒 - -) (電話 - - -)
本店等所在地又は住所	
(フリガナ) 名称又は屋号	
(フリガナ) 代表者(清算人)氏名又は氏名	印
経 理 担 当 者 氏 名	
設立年月日又は生年月日	明大昭平 年 月 日
事業種目又は職業	
課税時期現在の資本の金額又は出資金額	兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円 : : : : : : : : : : : : :
申告者の区分 (いずれが該当するものの枠内に○を入 れてください。)	普通法人 <input type="checkbox"/> その他の法人 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/>

この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円
① 課税価格 (申告書第3表の①の金額を転記してください)	: : : : : : : : : : : : :
② 基礎控除の額 (1 定額控除 2 面積比例 いずれが該当する 番号を記入します。)	: : : : : : : : : : : : :
③ 基礎控除後の課税価格 (①-②) (1,000円未満切捨て)	: : : : : : : : : : : : 0 0 0
④ 地価税の額 (③×0.6%ただし400円未満切捨て) * 震災特例法による免除を受ける場合は「免除措置を適用する場合の税額計算明細書」の④の額	: : : : : : : : : : : : 0 0 0
⑤ ④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額(④-⑥) (⑥の金額を先に計算します。)	: : : : : : : : : : : : 0 0 0
⑥ ④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額(④× $\frac{1}{2}$) (1,000円未満切捨て)	: : : : : : : : : : : : 0 0 0

※

◎面積比例控除額の計算

一般分土地等	更地等	3万円 × . m ² = 円
	借地権等又は底地	(申告書第2表により計算した金額) → 円
課土 税	更地等	3万円 × . m ² × $\frac{1}{2}$ = 円
	借地権等又は底地	(申告書第2表により計算した金額) → 円
備地 格	更地等	3万円 × . m ² × $\frac{2}{3}$ = 円
	借地権等又は底地	(申告書第2表により計算した金額) → 円
特 例 等	更地等	3万円 × . m ² × $\frac{1}{5}$ = 円
	借地権等又は底地	(申告書第2表により計算した金額) → 円
合 計		円

税理士
署名押印

印

残余財産の確定した日	平成 年 月 日	残余財産の最後の分配が行われる日	平成 年 月 日
------------	----------	------------------	----------

申告書第1表（平成 年分地価税の申告書）の記載要領

1 「納税地」欄等

(1) 「納税地」欄

この欄には、納税地を記載する。

(2) 「本店等所在地又は住所」欄

この欄には、法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の場合はその本店又は主たる事務所の所在地を記載し、個人の場合はその住所（国内に住所がない場合は居所）を記載する。ただし、(1)の「納税地」と同じ場合は「同上」と記載する。

(3) 「名称又は屋号」欄

イ 法人の場合は、その名称を記載する。

ロ 個人の場合は、屋号があればその屋号を記載する。

(4) 「代表者（清算人）氏名又は氏名」欄

イ 法人の場合は、その法人の代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについてはその管理人）の氏名を記載する。また、地価税法第25条第4項（申告）の規定による清算法人に係る申告書の場合には、清算人の氏名を記載する。

ロ 個人の場合は、その氏名を記載する。

(5) 「申告書の区分」欄

この欄は、いずれか該当するものの□内に○を記載する。

(6) 「整理番号」、「税務署整理欄」等※印のある欄

これらの欄は、申告書提出者においては記載を要しない。

(注)1 地価税法第25条第2項の規定により相続人（包括受遺者を含む。）が被相続人に係る地価税の申告を行う場合には、「納税地」から「申告者の区分」までの各欄には、被相続人に係る事項を記載し、別途、「死亡した者の□年分の地価税の申告書付表」に必要事項を記載の上、この申告書に添付する。

2 地価税法第25条第3項の規定により合併法人

が被合併法人の申告を行う場合には、「納税地」から「申告者の区分」までの各欄には、被合併法人に係る事項を記載し、別途、「被合併法人の□年分の地価税の申告書付表」に必要事項を記載の上、この申告書に添付する。

2 「この申告書による税額の計算」表の各欄

(1) 「①課税価格」欄

この欄には、申告書第3表（土地等の明細書）の「1課税価格の内訳」の④の金額を転記する。

(2) 「②基礎控除の額」欄

この欄は、基礎控除について記載する。定額控除によるか、面積比例控除によるかに応じてそれぞれ次による。

イ 定額控除による場合は、□内に「1」と記載するとともに、定額控除額を記載する。

ロ 面積比例控除による場合は、□内に「2」と記載するとともに、「◎面積比例控除額の計算」表の「合計」欄の金額を転記する。

(注) 租税特別措置法第71条の17第1項（農業協同組合等が合併した場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、□内に「1」と記載し、特例による基礎控除額を記載する。なお、基礎控除額の計算に当たっては、「農業協同組合等が合併した場合の基礎控除額の計算明細書」を使用する。

(3) 「④地価税の額」欄

阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第32条の規定の適用を受ける場合には、「阪神・淡路大震災の被害者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に基づく地価税の免除措置に係る関係様式の制定について」通達（平成8年4月4日付課資4-2）に定める「免除措置（震災特例法第32条）を適用する場合の税額計算明細書」の⑬欄「免除後の地価税の額」の金額を記載する。

(4) 「⑤ ④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額」欄

この欄は、先に、次の⑥欄を記載した後、④欄の金額からその記載した⑥欄の金額を差し引いた残額を記載する。

(5) 「⑥ ④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額」欄

この欄には、④欄の金額に2分の1を乗じて求めた金額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を記載する。

(注)1 「第2回目の法定納期限」とは、地価税法第28条第1項（納付）に規定する当該地価税の額から当該2分の1に相当する金額を控除した残額に相当する地価税の納付すべき期限をいう。

2 地価税法第25条第4項の規定による清算法人に係る申告書である場合には、当該申告書の提出期限までに地価税の額の全額を納付しなければならないことから、「④地価税の額」欄の金額を「⑤ ④の金額のうち申告期限までに納付すべき税額」欄に転記し、「⑥ ④の金額のうち第2回目の法定納期限までに納付すべき税額」欄の記載は要しないことに留意する。

3 「◎面積比例控除額の計算」表の各欄

この表の各欄は、面積比例控除額を基礎控除とする場合に使用する。

(1) 「土地等の明細書」の「一般分」、「1/2特例分」、「2/3特例分」及び「1/5特例分」のそれぞれの別に、記載されている土地等について、次により更地等又は借地権等若しくは底地に区分する。

イ 更地等 次の借地権等又は底地に該当しない土地

ロ 借地権等 地価税法第2条第2号（定義）に規定する借地権等

ハ 底地 借地権等の設定されている土地

(2) 更地等については、該当する「更地等」欄にその面積及び控除額を記載する。また、借地権等又は底地については、申告書第2表（借地権等又は底地の場合の面積比例控除額の計算書）で計算した面積比例控除額を該当する「借地権等又は底地」欄に転記する。

4 「残余財産の確定した日」欄及び「残余財産の最後の分配が行われる日」欄

「残余財産の確定した日」欄は、地価税法第25条第4項の規定により清算法人が申告する場合に、その法人の残余財産が確定した年月日を記載する。また、「残余財産の最後の分配が行われる日」欄は、残余財産が確定した日の翌日から1月を経過した日の前日までに残余財産の最後の分配が行われる場合に、その分配が行われる年月日を記載する。